一　監理団体の名称及び所在地

名称	所在地
社団法人日本青伸会	東京都千代田区西神田二丁目三番二号

二　実習実施機関の名称、所在地及び実習内容

イ　常勤の職員（外国にある事業所に所属する常勤の職員及び技能実習生を除く。）の総数の二十分の一を超えない技能実習生（出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号に掲げる活動に従事する者に限る。）を受け入れる実習実施機関

名称	所在地	実習内容
石原鋼鉄株式会社	東京都中央区日本橋人形町二丁目十三番九号	鉄工、機械加工
株式会社大崎	東京都品川区大崎一丁目十一番二号	工業包装
株式会社オートセンターモリ	三重県伊賀市守田町字守田百七十番地の一	塗装
株式会社キョウワデバイス	東京都品川区荏原一丁目二十一番十号	プラスチック成形
古宮製本株式会社	東京都板橋区新河岸一丁目十番十号	製本
株式会社タカマサ	千葉県山武郡芝山町大台三千百五十五番地十七	鉄工
株式会社ファインテック	神奈川県藤沢市湘南台四丁目七番地の二―二千三百五	機械加工
前田鐵鋼株式会社	愛知県春日井市東野町五丁目二十五番地の一	鉄工
ロイヤルオートパーツ株式会社	兵庫県神戸市東灘区住吉山手九丁目二番二十三号	塗装

ロ　イ以外の実習実施機関

名称	所在地	実習内容
有限会社イクイ建築	茨城県結城市大字上山川百五十二番地の二	建築大工
奥田ゴールドファーム株式会社	三重県伊賀市比土三谷四千四百六十九番地二十二	畜産農業
株式会社カネヤマ	長野県諏訪郡下諏訪町五千二十番地一	鉄工
岸部毛織株式会社	大阪府和泉市阪本町五百十五番地の一	工業包装、寝具製作
スズキ中国販売株式会社	広島県尾道市高須町八百三十八番地の一	塗装、溶接
有限会社鈴木合成	茨城県常総市菅生町五千百七十九番地の二	プラスチック成形
株式会社須田	栃木県河内郡上三川町大字下蒲生九番地二	溶接
有限会社大豊物産	千葉県船橋市夏見六丁目二十九番二号	鉄工
長野竹内ハガネ株式会社	長野県諏訪市大字中洲五千八百九十九番地	機械加工
株式会社ナプロフクシマ	福島県双葉郡浪江町大字高瀬字小高瀬廻百八十九番地の二	塗装
新潟竹内ハガネ株式会社	新潟県燕市物流センター二丁目九番地	鉄工
有限会社扶桑電化上平井工業所	東京都葛飾区西新小岩五丁目七番二十二号	めっき
やまと産業株式会社	奈良県山辺郡山添村三ケ谷千百二十七	寝具製作

三　対象となる者　平成二十二年八月十九日から平成二十二年十一月十一日までの間に本邦に入国する者

○法務省告示第四百二十号

出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄に規定する団体の要件を定める省令（平成二十一年法務省令第五十三号）第一条第一号トの規定に基づき、監理団体を第一号のとおり告示し、出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項の下欄第二十九号の規定に基づき、技能実習を第一号から第三号までのとおり告示する。

平成二十二年八月十九日

法務大臣　千葉　景子

一　監理団体の名称及び所在地

名称	所在地
社団法人日中科学技術文化センター	東京都千代田区神田小川町三丁目六番地

二　実習実施機関の名称、所在地及び実習内容

イ　常勤の職員（外国にある事業所に所属する常勤の職員及び技能実習生を除く。）の総数の二十分の一を超えない技能実習生（出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号に掲げる活動に従事する者に限る。）を受け入れる実習実施機関

名称	所在地	実習内容
株式会社帆風	東京都新宿区下宮比町二番二十九号	印刷

ロ　イ以外の実習実施機関

名称	所在地	実習内容
株式会社金澤鋼業	岩手県盛岡市玉山区下田字石羽根九十九番地七十六	鉄筋施工
株式会社カネキ吉田商店	宮城県本吉郡南三陸町志津川字大森町五十四番地	非加熱性水産加工食品製造業
米沢電線株式会社	山形県米沢市東一丁目十番五十三号	電子機器組立て
オリエントテクノ株式会社	山形県寒河江市大字寒河江字古河江四十三番地の一	電子機器組立て